



議案第十四号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十五年三月十一日

三朝町長 松村 衛 成

昭和五十五年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号及び第六号中「四万七千円」を「五万五千円」に改める。

第六条第二号中「四万七千円」を「五万五千円」に、「八万千円」を「九万五千円」に改める。

第二十条第三項中「八万千円」を「九万五千円」に、「四万七千円」を「五万五千円」に改める。

第二十二条第二項の表中「八万千円」を「九万五千円」に、「十一万千円」を「十二万六千円」に、「四万七千円」を「五万五千円」に改める。

附則第五項を次のように改める。

5 当分の間第二十條第三項中「九万五千円」とあるのは「十一万千円」と、「五万五千円」とあるのは「六万九千円」と、第二十二條第二項の表中「九万五千円」とあるのは

「十一万千円」と、「五万五千円」とあるのは「六万九千円」とする。

附 則

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。